

○学校法人大東文化学園ハラスメント防止委員会規程

平成12年2月23日

制定

改正 平成17年6月29日 平成22年5月26日

平成24年12月19日 平成25年1月30日

平成29年2月22日

(目的)

第1条 学校法人大東文化学園（以下「学園」という。）は、学校法人大東文化学園ハラスメント対応基本規則（以下「基本規則」という。）第5条の定めに基づき、ハラスメントの発生防止に資する啓発活動及びハラスメントにかかわる問題解決のための総合的施策を策定し、実施するため、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置する。

2 この規程は、防止委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(委員会の所管事項)

第2条 防止委員会は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を扱う。

(1) 基本規則の改廃に関する事項

(2) ハラスメントに関する指針（ガイドライン）（以下「ガイドライン」という。）の改廃に関する事項

(3) 基本規則及びガイドラインの遵守状況についてのアンケート調査等並びにその調査結果の検討及び公表に関する事項

(4) 基本規則及びガイドラインの遵守の励行に関する事項

イ) 職員（非専任職員を含む。）に対する啓発並びにハラスメント問題解決のための手続及び制度の周知に関する事項

ロ) 学生及び生徒に対する啓発並びにハラスメント問題解決のための手続及び制度の周知に関する事項

ハ) 学園ハラスメント問題調整等委員会（以下「問題調整等委員会」という。）委員に対する研修の実施に関する事項

ニ) 相談窓口担当者に対する研修の実施及び対応マニュアルの周知に関する事項

ホ) ハラスメントを巡る実情や問題点の解明、発生原因、背景となっている要因の分析に基づく教育研修の実施、業務体制の整備等に関する事項

ヘ) 性暴力等があってはならない旨の方針等の再周知

- ト) その他、ハラスメント、性暴力等に係る適切な再発防止策の策定及び実施
 - チ) 被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置の実施
 - (5) 年次活動計画及び年次報告書の作成並びに公表に関する事項
 - (6) 問題調整等委員会委員の推薦に関する事項
 - (7) その他防止委員会が第1条の目的を達成するために必要と認める事項
- 2 防止委員会は、前条各号に定める事項について施策を策定し、又は実施するにあたっては、必要に応じて問題調整等委員会の意見を聴くものとする。

(委員会の構成)

第3条 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 事務局長及び学務局長
 - (2) 学長が推薦する教育職員 1名
 - (3) 理事長が推薦する事務職員 1名
 - (4) 附設校の長(校長及び園長)が推薦する者 各1名
 - (5) ハラスメント問題調整等委員会委員長
 - (6) 総務部長
 - (7) 学生支援センター事務室室長
 - (8) スポーツ振興センター事務室事務長
 - (9) キャリアセンター事務室室長
- 2 前項各号に定める委員は、理事長が任命する。
- 3 第1項に定める者の他、防止委員会は、本学職員又は専門知識を有する学外の者を防止委員会の会議(以下「会議」という。)に出席させ、発言を求めることができる。
- 4 委員の任期は、2年とし、重任及び再任を妨げない。
- 5 補充によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 防止委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、互選により、事務局長又は学務局長とし、副委員長は、委員のなかから委員長が指名する。
- 3 委員長は、防止委員会を代表し、会議を招集して、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会の決議等)

第5条 防止委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数の賛成をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第6条 防止委員会の委員及びその事務を取り扱う職員並びに会議に出席した者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 防止委員会に関する事務は、総務部人事課がこれを行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、防止委員会の議を経て、理事会がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 防止委員会が設置されるまでに、同委員会の職務に関する事項について学園又はその設置する委員会が定めた事項は、これを防止委員会が改廃するまで、なおその効力を有する。

附 則（平成17年6月29日）

この規程は、平成17年6月29日から施行する。

附 則（平成22年5月26日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月19日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月30日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月22日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第3条第1項各号に基づき任命された委員については、平成29年3月31日をもって終任とする。